		<p style="text-align: right;">第69号</p> <p>登録番号 (31) 5 令和元年10月11日 東京都第一市街地整備事務所 中央区勝どき1丁目7番3号 第一市街地整備事務所ホームページ http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/daichiseibi/index.html</p>
---	--	---

今後の年度別施行予定箇所について

六町地区では、令和2年度までに地区全域の移転・工事に着手することを目標とし、裏面の年度別施行予定箇所図に基づいて事業に取り組んでおります。

工事については、現在、以下のような状況であり、引き続き安全に配慮して進めてまいりますので、関係権利者の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成 27～31 年度施行箇所

平成 28～31 年度施行箇所

おおむね仮換地の引継ぎが完了しました。残りの箇所については、土壌及び地下水の入替え工事等により予定が遅れましたが、来春以降の仮換地の引継ぎ予定で工事を進めてまいります。

平成 29～31 年度施行箇所

想定外の地中障害物や土壌入替えのための追加工事等の影響により予定が遅れておりますが、一部の宅地については、仮換地の引継ぎが完了しました。なお、一部の宅地については、ライフライン工事を進め、来春までに仮換地の引継ぎ予定で工事を進めてまいります。また、足立区施工の六町加平橋工事影響範囲については、橋の工事完了後すみやかに着手し、工事を進めてまいります。

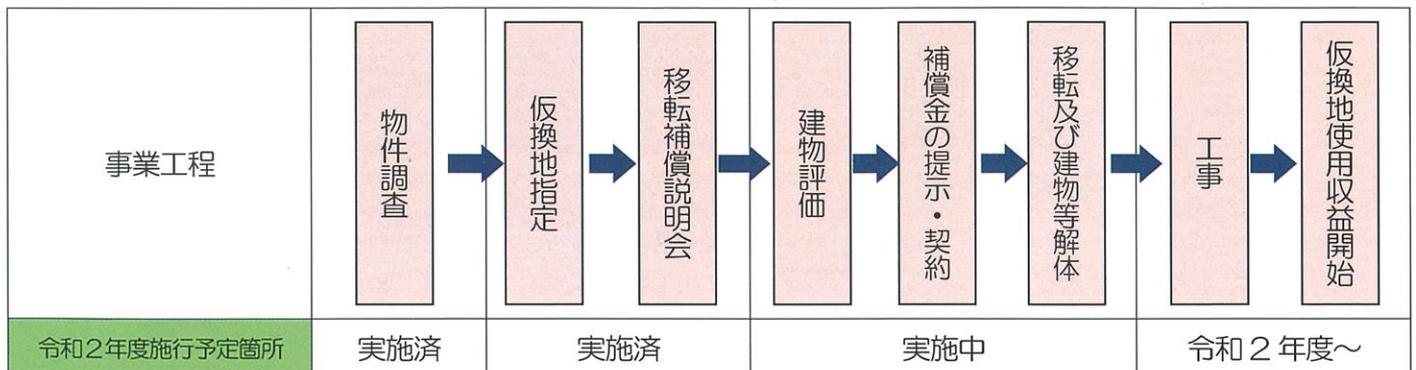
平成 30～31 年度施行予定箇所

想定外の土壌及び地下水の入替え工事等の影響により予定が遅れておりますが、仮換地の引継ぎ時期の見通しが早く立てられるよう工事を進めてまいります。

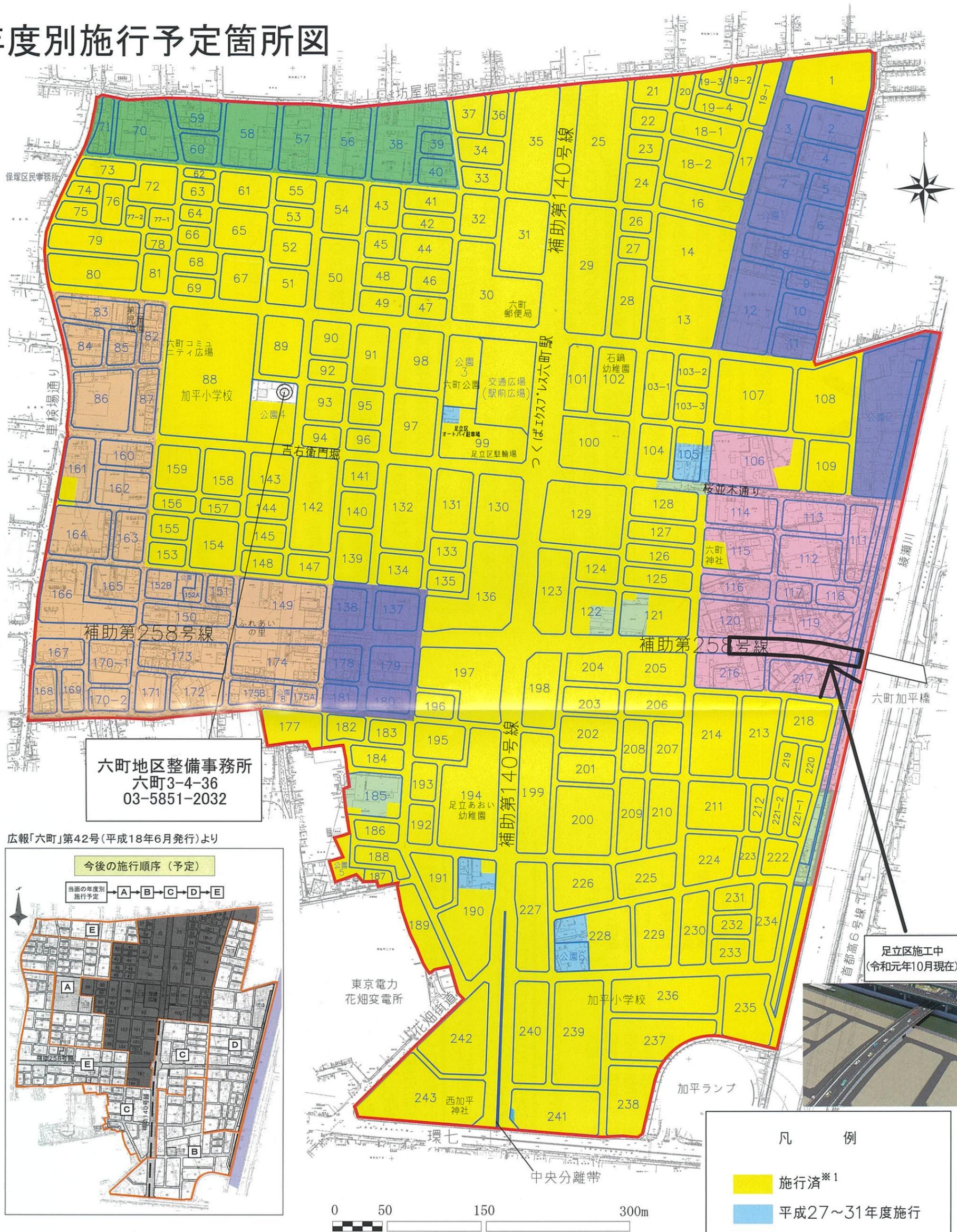
平成 31 年度施行予定箇所

移転が完了した箇所から順次、土地造成工事に着手しているところです。

移転補償から工事後の仮換地使用収益開始までの一般的な工程は、以下のとおりです。

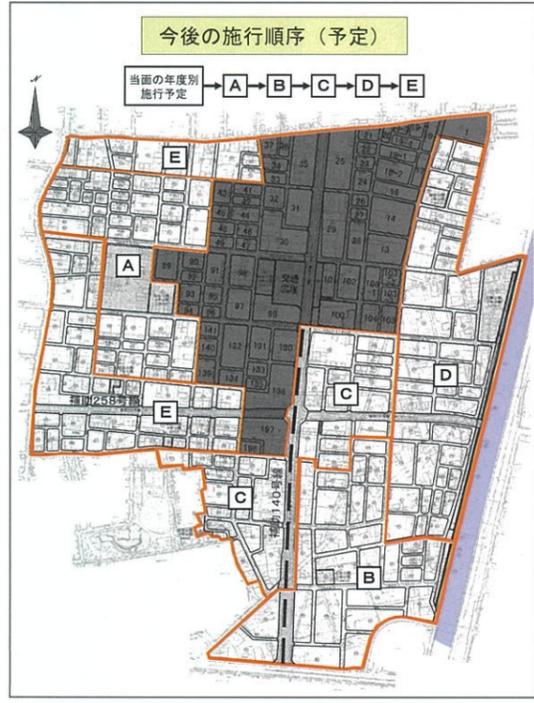


年度別施行予定箇所図



六町地区整備事務所
六町3-4-36
03-5851-2032

広報「六町」第42号(平成18年6月発行)より



足立区施工中
(令和元年10月現在)

凡 例	
	施行済 ^{※1}
	平成27～31年度施行
	平成28～31年度施行
	平成29～31年度施行
	平成30～31年度施行
	平成31年度施行予定 ^{※2}
	令和2年度施行予定 ^{※2}

※1 『施行済』とは、仮換地または道路が完成した箇所です。(一部暫定整備を含む。)
 ※2 『施行予定』とは、その年度に工事の施工を予定している箇所です。
 ただし、施行範囲が広く難易度の高い施工が必要な場合、次年度まで施行期間が延びる場合があります。
 なお、移転予定は、『施行予定』の前年度となる予定です。
 (注) 施行予定は、財政その他の諸事情により変更する場合がありますので、ご了承ください。

土地区画整理審議会の開催状況について

平成30年度におきましては、9月に第143回の審議会を開催し、改選後の会長・会長代理が選任されました。また、平成30年11月に第144回の審議会を開催し、仮換地指定について諮問し、答申されました。

職員の異動がありました

【平成31年4月1日付】

	【新】	【旧】
所長	齊藤 敏	佐藤 賢治
事業課長	大友 哲朗	武山 信幸
換地計画専門課長	石本 利幸	中谷 吉博
補償課移転総括担当課長代理	五十畑 徹	山木 忠嘉
補償課移転担当課長代理	伊藤 恵	遠藤 容志直
事業課計画担当課長代理	—	齊藤 哲
六町地区整備事務所工務担当課長代理	高山 和良	五十畑 徹
六町地区整備事務所工務担当課長代理	武田 尚	—
六町地区整備事務所工務担当課長代理	伊藤 一行	高木 範也
六町地区整備事務所工事担当課長代理	渡邊 俊男	角田 達彦
六町地区整備事務所渉外担当課長代理	中村 雄大	篠 章夫

足立区による橋梁取付部の工事について

足立区は、六町加平橋の取付部について令和元年10月現在工事中です。詳細は、足立区都市建設部街路橋りょう課（電話：03-3880-5922）までお尋ねください。

建築行為等の制限について

六町地区において、以下の建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第76条第1項の規定に基づき、東京都知事または足立区長の許可が必要になります。

- 建築物、その他の工作物の新築、改築もしくは増築
- 盛土、切土、埋立等土地の形質の変更
- 移動の容易でない物件の設置もしくはたい積

ただし、原則として従前地における建築行為等はできませんので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。なお、建物の老朽化により危険な状態になるなど、特別な事情がある場合は、別途ご相談ください。

消費税率改正に伴う対応について（移転補償金）

旧税率（8%）で補償契約された方のうち、平成30年10月1日以降に仮換地の使用収益が開始され、新築工事等に新税率（10%）が適用された場合は、増税相当分を追加補償する予定です。上記に該当する方には、順次、再建状況等確認のためご連絡いたします。

工事に関することについて	六町地区整備事務所工事担当	03-5851-2034
審議会について	管理課調査清算担当	03-3534-3405
補償契約について	補償課補償担当	03-3534-3407
移転計画、物件調査について	補償課移転担当	03-3534-3413
事業計画について	事業課計画担当	03-3534-3419
換地に関することについて	事業課六町換地担当	03-3534-3427
建築行為等の制限について	六町地区整備事務所工務担当 または事業課計画担当	03-5851-2032 03-3534-3419
各種申請の受付など	六町地区整備事務所工務担当	03-5851-2032